令和6年 | 2月発行 北本市子どもの権利擁護委員・相談員(小学 | 年生~3年生用)

北本市子どもの権利相談とまちゃんち通信第6





子どもの4つの権利って知ってる?

・自分らしく そだつ 権利 ・守られる 権利

・安心して 生きる 権利 ・参加する 権利

っき 今回は この中から 次の2つを しょうかい するよ!

まき けんり 守られる 権利



子どもは だれでも 気もちを 大事にして もらえるんだよ。きずつけられたり いじわる されたり しないで しあわせに すごすことが できるんだよ。

こんな なやみ は ないかな?

- ・子どものくせに と言われる。
- しつけとして 親にたたかれる。

きかする 権利

子どもは だれでも 首分の 気もちを言ったり、言うことを だれかに 手伝ってもらえたりするよ。また、なかまといっしょに 楽しんでいいんだよ。

こんな なやみ は ないかな?

- 自分の 気もちを 伝える ことを ^{てった} 手伝って ほしい。
- ・友達と お祭りに 参加したい。



あなたの話をゆっくりききます。 こんなことないかな?



^{かゃく} 家族に きょうだいと くらべられ、 首分に 首信が もてません。

「きょうだいとくらべないで。くらべら れると悲しいよ。」って 首労の気持ち を家族に 言えるかな。

首分の よい ところや とくいな ことを のばす ように すると いいよ。首分の よさに 気づけるよ。





強くまでいくよ~! あなたの

会って はな 話す









きたもと子どもの権利相談



おはなし 0-0874-56

(おとな 048-590-5011)

角~金融首(株みの日はのぞく) 左ばか10時30分~左後6時

〒364-8633

きたもとし ほんちょう ちょうめ ぱんち 北本市 本 町 1 丁目 111番地

きたもとしやくしょ かい じんけんすいしんか 本市役所 2階 人権推進課

ません だいじ あなたの気持ちを大事にします。